令和８年

10 月定例総会会議録

酒　田　市　農　業　委　員　会

令和８年 10 月定例総会　会議録

１　日　　時　　令和８年 10 月 13 日（火）　午前９時 30 分　開議

２　場　　所　　市役所　７０３号室

３　出席委員（27 名）

１番	荘司太一郎	委員	２番	後藤　保喜	委員	３番	池田　良之	委員
４番	大場　重樹	委員	５番	石川　　渡	委員			
７番	吉高祐二郎	委員	８番	五十嵐弘樹	委員	９番	佐藤　秀之	委員
10番	飯塚　将人	委員	11番	佐藤　晴子	委員	12番	兼山　宏勝	委員
13番	尾形　大介	委員				15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤　浩良	委員	17番	髙橋　公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤　利篤	委員	20番	阿部　香美	委員	21番	土田　治夫	委員
22番	伊藤　正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村　恵実	委員	26番	齋藤　　均	委員	27番	佐藤　耕造	委員
28番	田村　晴久	委員	29番	遠田　裕己	委員			

４　欠席委員（２名）

６番	佐藤　　良	委員	14番	樋口　準二	委員

５　事務局職員出席者

事務局長　玉澤千秋　　事務局次長　齋藤　理博

農地主査兼農地係長　土門純洋　　主事　宇野銀哉

（八幡）建設産業主査　安部　誠

（松山）調整主任　齋藤敏夫

（平田）建設産業主査　五十嵐則子

６　報告事項

１．農地法第３条の３届出書の受理について

２．農地法第５条届出書の受理について

３．農地の現況等に係る照会に対する回答について

４．農地法第 18 条第６項の規定による通知受理について

７　議　　事

議第43号　農地法第３条の規定による許可申請について

議第44号　酒田市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について

８　その他

９．開　　会

開　　会

（午前９時 30 分　開会）

○事務局長　本日の総会の欠席委員は、６番、佐藤良委員、14番、樋口準二委員の２名です。出席委員は27名です。

農業委員会等に関する法律第27条第３号に規定する総会の定足数に達しており、総会は成立することをご報告いたします。

初めに、齋藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

○齋藤　均　会長

（挨拶）

○事務局長　ありがとうございます。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長に開会と議事の進行をお願いいたします。

○齋藤　均　議長　それでは、令和８年10月定例総会を開会します。皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

それでは、お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の指名

○齋藤　均　議長　初めに、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員は、５番、石川渡委員、９番、佐藤秀之委員の両名にお願いします。

◎報告事項

○齋藤　均　議長　次に報告事項について事務局の説明をお願いします。

○事務局長　報告事項につきましては、議案の１ページからになります。

今回の報告事項は、１番、農地法第３条の３届出書の受理について12件、２番、農地法第５条届出書の受理について１件、３番、農地の現況等に係る照会に対する回答について３件、４番、農地法第18条第６項の規定による通知受理について２件、以上18件につきまして農地係長が報告いたします。

○農地係長

（報告事項を朗読）

○齋藤　均　議長　報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

（発言する者なし）

○齋藤　均　議長　ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議　　事

○齋藤　均　議長　これより議事に入ります。

議第39号　農地法第３条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。
○事務局長　議第39号　農地法第３条の規定による許可申請については、17件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものです。
詳細につきまして担当が説明いたします。
○事務局　議第43号　農地法第３条の規定による許可申請についてです。
９ページをご覧ください。
なお、今回の農地法第３条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。
また、今回の３条案件で、農業者年金への影響はございません。
読み上げます。
酒田 117 番、所有権移転、荻島の田６筆、荻島の○○さんから北仁田の○○さん。申請事由は相手方の要望。10 アール当たり売買価格は 50 万円、総額 5,032,500 円になります。別添資料１ページに価格表がありますので、後ほどご確認願います。
酒田 118 番、賃貸借、浜中の田、1 筆、横浜市の○○さんから浜中の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 8,000 円。10 年になります。
酒田 119 番、賃貸借、広岡新田の田、4 筆、浜中の○○さんから浜中の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 8,000 円。10 年になります。
なお、酒田 118 番、119 番は利用集積事業満了により３条で賃貸借を結ぶものです。
10 ページをご覧ください。
酒田 120 番、賃貸借、浜中、坂野辺新田の畑、山林とあるのは畑、7 筆、坂野辺新田の○○さんから東京都の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 4,000 円。10 年になります。こちらは新規の契約になります。借受人の○○さんは東京都に在住ですが、浜中、黒森、坂野辺新田、草津の農地を所有、賃借しており、ワイン用ぶどうの苗木栽培をしています。
酒田 121 番、賃貸借、穂積の田、3 筆、穂積の○○さんから穂積の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 10,000 円。10 年になります。
酒田 122 番、賃貸借、穂積の田、2 筆、宮海の○○さんから穂積の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 10,000 円。10 年になります。
酒田 123 番、賃貸借、穂積の田、3 筆、宮海の○○さんから穂積の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 10,000 円。10 年になります。
11 ページをご覧ください。
酒田 124 番、賃貸借、穂積の田、2 筆、穂積の○○さんから穂積の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 10,000 円。10 年になります。
なお、酒田 121 番から 124 番は利用集積事業満了により３条で賃貸借を結ぶものです
酒田 125 番、賃貸借、坂野辺新田の畑、1 筆、広野の○○さんから亀ケ崎二丁目の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 17,217 円、10 年になります。こちらは新規就農になります。別添資料にエントリーシートがありますのでご確認ください。
酒田 126 番、使用貸借、関の田、5 筆、関の○○さんから関の○○さん。申請事由はその他。使用貸借契約について更新するものです。
12 ページをご覧ください。
酒田 127 番、使用貸借、上野曽根の田、14 筆、上野曽根の○○さんから上野曽根の○○さん。申請事由はその他。使用貸借契約について更新するものです。
八幡 52 番、賃貸借、常禅寺の田、4 筆、常禅寺の○○さん常禅寺の堀さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は字上川原が 10,000 円、その他が 1,000 円。10 年になります。新規の契約です。

13 ページをご覧ください。
八幡 53 番、賃貸借、常禅寺の田、8 筆、常禅寺の○○さんから常禅寺の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は字上川原が 10,000 円、その他が 1,000 円。10 年になります。新規の契約です。
八幡 54 番、賃貸借、大蕨の田、1 筆、大蕨の○○さんから下青沢の○○さん。申請事由はその他。10 アール当たり賃料は 10,000 円。10 年になります。利用集積事業満了により３条で契約するものです。
説明者交代します。
○事務局　松山６番、所有権移転、小見の田、2筆、中北目の○○さんから小見の○○さん。申請事由はその他で、贈与です。
松山７番、使用貸借、小見の○○さん、小見の○○さん。申請事由はその他、10年です。経営移譲になります。
説明者交代します。
○　事務局　15 ページをご覧ください。
平田 15 番、所有権移転、西坂本、山元、田沢の田畑、11 筆、東京都の○○さんから山元の○○さん、申請事由は相手方の要望。10アール当たりの売買価格は、田が10万円、畑が３千円、総額3,142,748円です。
説明は以上となります。
○齋藤　均　議長　農地調査委員会の報告をお願いします。
○８番　五十嵐弘樹委員　８番、五十嵐です。
10月６日に第１班による農地調査委員会を行っております。議第43号　農地法第３条の規定による許可申請については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。
○齋藤　均　議長　質疑に入る前ではございますが、３条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認します。議案書11ページの酒田125番の案件に関して、12番　兼山　宏勝（かねやま　ひろかつ）委員より説明したいとの申し出がありますのでお願いします。
○12番　兼山宏勝委員　12番　兼山です。11ページ　酒田125番の補足説明をします。
受け人の赤塚氏は、エントリーシートに記載の通り 60 才男性、亀ヶ崎在住で、定年退職を機に新規就農したいとのことで事務局にあっせん依頼がありました。
こちらも記載のとおり、吹浦の畑で様々な作物を栽培しておりましたが、イノシシ被害に悩まされ、近隣の畑での耕作に切り替えたいとのことでした。
そこで私からみどり農協の南部畑作部会に相談したところ、ちょうど高齢で耕作できなくなり借り手を探している畑があるとのことで、今年 3 月 27 日に事務局、畑作部会、赤塚氏、私で圃場を視察に行きました。ハウス 1 棟あり、井戸ポンプありで約 30 アールです。その後、渋谷氏の家族の了承を得て、借り受けが決まりました。
圃場のある坂野辺新田と渋谷氏の自宅のある広野の農業委員には事前に相談済みです。
今後、赤塚氏が新規就農者としてしっかり営農できるよう、南部畑作部会にも支援をお願いしております。
やり取りの中で何度も赤塚氏と話しましたが、非常に実直そうで信頼できる人物と見受けられます。許可することに特に問題はないと思われますのでご審議よろしくお願いします。

○齋藤　均　議長　他にございませんか。
（発言する者なし）
○齋藤　均　議長　ないようですので、質疑に入ります。
ご意見、ご質問ございませんか。
（発言する者なし）
○齋藤　均　議長　ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。
議第43号 農地法第３条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○齋藤　均　議長　異議がないようですので、議第43号 農地法第３条の規定による許可申請について、許可することとします。
○齋藤　均　議長　続きまして、議第44号　酒田市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書についてを上程の上、議題とします。
事務局の説明を求めます。
○事務局長　議第44号　酒田市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書については、農業委員会等に関する法律第38条第１項の規定による市長への意見書の提出のため、お諮りするものです。詳細は事務局次長より説明いたします。
○事務局次長　令和8年度酒田市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書についてご説明申し上げます。
最初のページは表紙になります。
次のページは会長名で、挨拶、時勢、概要になります。日付は、令和8年10月23日になっております。
次のページから意見書の本文になります。大きな項目は四つあります。
大きな項目の一つ目、担い手への農地の集積・集約化の促進です。こちらの項目だけ括弧書きで三つの項目を設けています。（１）基盤整備の推進、（２）担い手支援の充実・強化、（３）地域計画の実現及びブラッシュアップになります
次、大きな項目の二つ目は、中山間地域や条件不利地に対する支援です。
次、大きな項目の三つ目は、鳥獣被害対策の強化です。
最後のページ、大きな項目の四つ目は、松枯れ対策の強化になります。
説明は以上です。
○齋藤　均　議長　今回の意見書の作成は、農業振興委員会で検討してきました。農業振興委員会からの報告をお願いします。
○池田　良之委員　３番、池田です。
事務局の方からもご説明がありましたが、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、農業振興委員会のＢ班で検討を重ねて作成したものについて定例総会に提出させていただきました。
意見書の提出は、農業委員会等に関する法律第38条に規定されている農業委員会の大切な役割のひとつです。広く農業者の声をくみ上げ、持続可能な農業経営の実現に資するよう、関係行政機関に提言するものです。ここ数年は、市長との意見交換等を行ってきましたが、意見書の提出は平成30年を最後に実施しておりませんでした。
今年は農業委員の任期の最後の年にあたり、節目の年です。農業者の声を市長にしっかりと届けたいと考えております。
何卒ご審議のほど、よろしくお願いします。
○齋藤　均　議長　これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問ございませんか。
（発言する者なし）
○齋藤　均　議長　ないようですので、お諮りします。
議第44号　酒田市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
○齋藤　均　議長　異議がないようですので、議第44号　酒田市農地等利用最適化推進施策の改善に

関する意見書を原案のとおり決定することとします。

その他なにかございませんか。

ないようですので、令和８年10月定例総会を閉会します。

（午前9時55分　閉会）